

## 燕・弥彦地域公共交通等に関する国の補助制度について

## 国の補助制度「地域公共交通確保維持改善事業」

## ●地域公共交通調査等事業

地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査を支援

⇒燕市＝平成24年度に補助金の交付決定を受け、アンケート調査やデマンド交通の実証運行等を行い、「燕市公共交通基本計画」を策定

⇒弥彦村＝平成26年度に補助金の交付決定を受け、弥彦村地域公共交通運行改善基礎調査としてアンケート調査や巡回バス利用者調査等を行い、広域循環バス及び地域内フィーダー系統となるデマンド交通の運行を目指す



## ●地域公共交通確保維持事業

存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通等の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組を支援

循環バス「スワロー号」

赤字分に対して、運行事業者へ

デマンド交通「おでかけきららん号」

1/2補助(上限あり)

この補助制度を受けるには、地域の関係者による議論を経た地域の交通に関する計画(ネットワーク計画)が必要

## ●循環バス「スワロー号」〔＝地域間幹線として位置付け〕

地域間幹線系統確保維持計画(運行事業者が計画を申請)

⇒新潟県生活交通確保対策協議会が策定

## ●循環バス「(仮称)弥彦号」〔平成27年4月1日～実証運行〕

⇒地域間幹線として位置づけとなるか検証し、要件を満たした場合は地域間幹線系統確保維持計画(運行事業者が計画を申請)

⇒新潟県生活交通確保対策協議会が策定

## ●デマンド交通「おでかけきららん号」(燕エリア)

〔＝地域内フィーダー(支線)系統として位置付け〕

## ●デマンド交通「おでかけきららん号」(弥彦エリア)

〔＝地域内フィーダー(支線)系統として位置付け〕

⇒平成27年10月1日～運行開始

地域内フィーダー系統確保維持計画(別紙計画案参照)

⇒燕・弥彦地域公共交通会議が策定

# 【参考資料】国土交通省資料から抜粋

## 地域公共交通確保維持改善事業 ～生活交通サバイバル戦略～

地域の活性化等の成長戦略も踏まえ、多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組みを支援

平成26年度予算 306億円  
(対前年度比1:00)

### 1. 地域の特性に応じた生活交通の確保維持(地域公共交通確保維持事業)

#### <支援の内容>

- 過疎地域等における幹線バス、デマンドタクシー等の運行
- バス車両の更新等



- 離島航路・航空路の運航



### 2. 快適で安全な公共交通の構築(地域公共交通バリア解消促進等事業)

#### <支援の内容>

- 鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備(※)の更新等



- LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等



【LRT】  
低床式路面電車による幹線的な交通システム



【BRT】  
通勤バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム



(※)レール、マクラギ、ATS、車両等

### 3. 公共交通の充実を図るための計画策定等の後押し(地域公共交通調査等事業)

#### <支援の内容>

- 地域公共交通網の形成のための計画の策定に資する調査
- バスからデマンドタクシーへの転換等の生活交通の確保等に係る地域の合意形成に資する調査
- 公共交通マップの作成等を通じた地域ぐるみでの利用促進



### 【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援

平成26年度予算 25億円  
(東日本大震災復興特別会計：復興庁一括計上分)

#### <支援の内容>

- 被災地の幹線バスの運行(運行費補助要件の緩和等の特例措置により対応)
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行(実証運行の通年化等の調査事業の特例措置により対応)



## 地域公共交通調査等事業 (地域公共交通調査事業)

地域の公共交通に関する確保維持改善の取組みであって、地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通ネットワーク計画等の計画を策定するために必要な調査の実施を支援

### 補助対象者

多様な地域の関係者により構成される協議会

(補助要綱第2条第1号に規定する協議会のほか、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会、離島航路協議会等を含む。)



### 補助対象経費

地域の公共交通の確保維持改善に係る計画の策定に必要な経費

(協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等)

※ 生活交通ネットワーク計画に限られるものではなく、地域公共交通総合連携計画その他の計画を活用して生活交通ネットワーク計画を作成する場合であれば、地域公共交通網形成計画等の策定のための調査についても補助対象となる。

### 補助率

定額(2,000万円以下)



※ 予算の範囲内での交付となるため、申請の状況等により、申請額高額の交付とならない場合がある。

## 地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援

### 補助内容

- **補助対象事業者**  
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**  
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

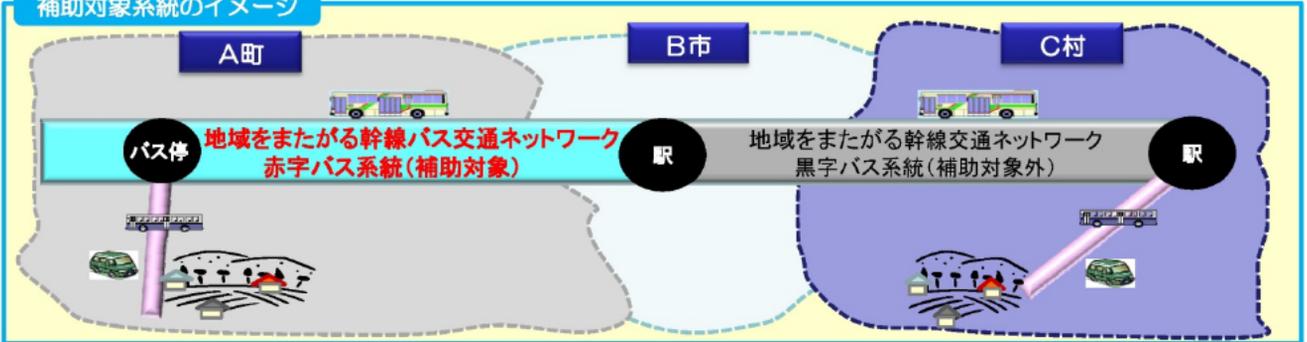


#### <補助対象経費算定方法>

**予測費用**  
(事業者のキロ当たり経常費用見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)  
-  
**予測収益**  
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)

- **補助率**  
1/2
- **主な補助要件**
  - ・複数市町村にまたがる系統であること  
(平成13年3月31日時点で判定)
  - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
  - ・輸送量が15人~150人/日と見込まれること  
※1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1日当たりの輸送量5人以上(兼用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
  - ・経常赤字が見込まれること

### 補助対象系統のイメージ



## 地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援

### 補助内容

- **補助対象事業者**  
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者  
又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**  
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



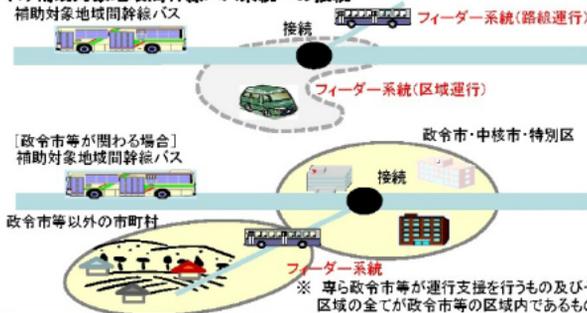
#### <補助対象経費算定方法>

**予測費用**  
(事業者のキロ当たり経常費用見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)  
-  
**予測収益**  
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)

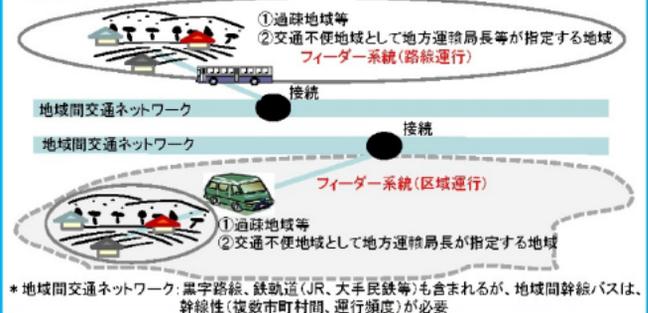
- **補助率**  
1/2
- **主な補助要件**
  - ・補助対象地域間バスシステムを補完するものであること  
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
  - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
  - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
  - ・経常赤字が見込まれること

### 補助対象系統のイメージ

#### (1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



#### (2) 交通不便地域



※ 専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

\* 地域間交通ネットワーク：黒字路線、鉄道道(JR、大手民鉄等)も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性(複数市町村間、運行頻度)が必要